

蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（平成7年3月31日条例第3号）

（廃棄物減量等推進審議会）

第8条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、蕨市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問の応じ調査、審議する。
- 3 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する重要事項について市長に建議することができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（平成7年3月31日規則第18号）

（審議会の組織）

第2条 条例第8条に規定する蕨市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 地域住民団体等の代表者
- （2） 学識経験者
- （3） 物の製造、販売等を行う事業者

（審議会の委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会長及び会長代理の職務）

第4条 審議会に会長及び会長代理を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第6条 審議会の庶務は、市民生活部安全安心推進課において処理する。